

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1061号)

平成24年8月2日

横情審答申第1061号

平成24年8月2日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 本多 常高 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年2月9日人第412号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に横浜地裁に医学部長が地位保全の申し立てをした。第
1回、第2回審尋までに、大学側が提出した答弁書、準備書面など、大
学側の主張を明らかにした文書」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「特定年月日に横浜地裁に医学部長が地位保全の申し立てをした。第1回、第2回審尋までに、大学側が提出した答弁書、準備書面など、大学側の主張を明らかにした文書」を非開示とした決定について、公立大学法人横浜市立大学がなお非開示とすべきとしている部分のうち、別表に示す部分を非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日に横浜地裁に医学部長が地位保全の申し立てをした。第1回、第2回審尋までに、大学側が提出した答弁書、準備書面など、大学側の主張を明らかにした文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が平成23年8月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関は、本件申立文書について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号並びに第6号イ、エ及びオに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件異議申立てを受けて、再検討した結果、次の部分については、非開示条項に該当しないと判断したため、開示することとする。

ア 答弁書のうち事件番号、事件名、債権者名、債務者名、年月日及び裁判所部係名並びに債務者代理人弁護士の氏名、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号

イ 証拠説明書のうち事件番号、事件名、債権者名、債務者名、年月日、裁判所部係名、債務者代理人弁護士の氏名及び様式（号証、標目、作成年月日、作成者、立証趣旨及び備考）

ウ 準備書面のうち事件番号、事件名、債権者名、債務者名、年月日、裁判所部係名及び債務者代理人弁護士の氏名

本件申立文書のうち、前記アからウまでに掲げた情報以外の弁護士印の印影、答

弁書の本文、準備書面の本文、証拠説明書の本文及び疎明資料の全て（これらの情報のうち弁護士印の印影を除いた部分を以下「答弁書等非開示維持部分」という。）については、非開示を維持する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

弁護士印の印影については、公にすることにより、偽造されるなどして代理人である弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 答弁書等非開示維持部分は、個人の氏名及び職名が記載されている。これらの情報は当該情報それ自体から特定の個人が識別される。また、本件に係る地位保全等仮処分命令の申立て（以下「本件仮処分申立て」という。）に対する個人の考え方、意見及び見解が具体的に記載されている。仮に個人の氏名及び職名を非開示としたとしても、実施機関の職員など事情を知る者が見れば個人を特定できるだけでなく、その他の第三者が見た場合でも、おおむねどのような地位又は立場の者の陳述等であるのかが容易に推測され、特定の個人が識別できる。したがって、その全体が個人に関する情報であり、それ自体又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。

イ また、本件仮処分申立ては非公開の審尋により行われており、関係者からの聴取は、非公開の審尋の場でのみ明かされることを前提として行っている。当該情報には、本件仮処分申立てに対する実施機関としての主張の根拠となった関係者の個人の考え方、内心及び見解が具体的に記載されている。したがって、仮に特定の個人が識別される情報ではなかったとしても、公にすることで関係者の個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ また、民事保全法（平成元年法律第91号）では、訴訟記録等を公にすることを予定していない。本件仮処分申立ては非公開の審尋で行われ、事件の記録等を利害関係人以外の請求を認めていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 答弁書等非開示維持部分を公にした場合、実施機関の主張の傾向が明らかとなることにより、同種の争訟が提起された際に実施機関が不利になるおそれがある。また、本件仮処分申立てに係る審尋は、非公開を前提として忌憚のない意見を交わす場であった。このため、関係者が非公開の審尋を前提として明らかにした率

直な意見、考え方及び見解が記載されている。本件仮処分申立ては本件請求時では和解済みであるが、和解後であっても公にした場合、今後関係者が非公開の審尋において忌たんのない意見を述べることができなくなることや、審尋自体への出席及び協力を拒むことになるなど、実施機関の主張を十分に構成することができなくなるおそれがある。したがって、答弁書等非開示維持部分は本号イに該当する。

イ 答弁書等非開示維持部分には、非公開の審尋を前提とした、実施機関の経営層である理事長及び学長の考え方、大学運営上の意見、実施機関の医学部長であった特定個人に対する評価、実施機関としての教員人事や管理職職員に対する措置や処分などに関する考え方、これらの意思形成における過程、人事異動など人事管理に関する情報が記載されている。

このような情報が公にされると実施機関の経営層の人事管理の考え方について、職員が経営層に対して反発したり不満を持ったりすることも考えられ、経営層が、人事異動・管理職職員に対する措置や処分などに関して、忌たんのない考えに基づき対応することができなくなるおそれがある。したがって、公にすると実施機関の行う人事管理の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。

ウ 答弁書等非開示維持部分には、実施機関の経営層である理事長及び学長の考え方や大学運営上の意見など、事業活動を行う上での内部管理情報が記載されている。公にすることにより、争訟に係る事務に関し当事者としての地位を害するおそれ及び人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれの理由と相まって、今後の法人経営を継続していく上で大きな支障を生ずることとなり、法人経営上の正当な利益を害するおそれがあり、本号オに該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、個人が識別される部分を除いて本件申立文書を開示するよう求める。
- (2) 法人の正当な利益を害するおそれがあるというのは、理由がない。本件申立文書が開示され、それによって明らかになる実施機関の行為が害する利益があるとすれば、その行為が世の中で是認されないものであることを示しており、その利益は正

当な利益ではない。

- (3) 審査会は、事案を形式的に条文に照らし、逐語的な解釈を集約するというだけでは足りず、本件の本質を踏まえた上で、文書開示の公共の利益に資する程度などを判断し、審査する必要があると考える。
- (4) 実施機関は、開示請求に対しては、開示できない部分があったとしても、それ以外の部分について速やかに開示し、実施機関の立場を明らかにするのが当然である。それをせず、非開示決定への異議申立てを一旦は却下したり、再度の異議申立てに対しては5箇月も過ぎてから審査会に諮問したりするなど、実施機関の態度は情報公開制度を愚弄するものである。
- (5) 実施機関は、本件が非公開で行われた審尋での文書であり、横浜地方裁判所が非公開で行ったものであることを強調している。しかし、裁判と開示とは本来別のものである。

市民同士が当事者となった争いではなく、実施機関が当事者となった事案であるので、公の意味を持つものである。
- (6) 横浜市や実施機関の幹部がこの件に関連して行った発言が記録されているとすれば、それは、横浜市や実施機関の本件での重要な行動を示すものである。
- (7) 本件申立文書を開示することによる公益性は高く、一部を非開示とする必要があったとしても、全体として開示されるべきものと考ええる。
- (8) 実施機関は、諮問に当たって、一部を開示することとしたとしている。しかし、表題のみを開示されても意味がない。

5 審査会の判断

(1) 本件仮処分申立てについて

本件仮処分申立ては、実施機関の医学部長であった特定個人が横浜地方裁判所に提起した医学部長としての地位に係る地位保全等仮処分命令の申立てである。

当該特定個人が実施機関による人事異動に伴い、任期途中で医学部長の任を解かれることになったため、地位保全の仮処分を申立てたものである。また、本件仮処分申立ては、民事保全法第3条の規定により非公開による審尋により行われ、2回の審尋を経て、実施機関及び当該特定個人との和解が成立している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件仮処分申立てについて、横浜地方裁判所からの答弁書催告状を受けて、実施機関が提出した答弁書、準備書面、証拠説明書及び疎明資料であ

る。本件申立文書には、本件仮処分申立てに対する実施機関の主張、実施機関の主張の根拠となった実施機関関係者から聴取した個人の意見、考え方及び見解が記載されている。

実施機関は、本件処分において、本件申立文書の全てを非開示とする決定を行った。しかし、実施機関は、諮問時の非開示理由説明書において、前記3(1)アからウまでの情報については開示するが、その余の部分である答弁書等非開示維持部分については条例第7条第2項第2号及び第6号に該当し、弁護士印の印影については同項第4号に該当するため、なお非開示とすべきであると主張していることから、以下、当該情報について検討する。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は・・・地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ・・・争訟に係る事務に関し、・・・地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ・・・地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、答弁書等非開示維持部分を公にすると、争訟に係る事務に関し当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため本号イに該当し、人事管理に係る事務に関し人事管理の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため本号エに該当し、及び法人経営上の正当な利益を害するおそれがあるため本号オに該当すると主張している。

ウ 当審査会において、本件申立文書を見分したところ、答弁書等非開示維持部分には実施機関関係者が非公開の審尋を前提として明らかにした率直な意見、考え方及び見解が記載されていることが認められた。本件仮処分申立ては本件請求時では和解済みであるが、和解後であっても当該情報が公になることとなれば、実施機関関係者が率直な意見等を主張することに躊躇するようになり、今後、同種の民事保全の申立てが提起された場合、当該関係者が審尋において忌憚のない意見を主張しなくなることや、審尋自体への協力を拒むことになるなど、実施機関の主張を十分に構成することができなくなるおそれがあると認められる。したが

って、当該情報を公にすることにより、争訟に係る事務に関し、大学としての当事者の地位を不当に害するおそれがあると認められる。

エ また、答弁書等非開示維持部分の中には前記ウの実施機関関係者の意見等だけでなく、実施機関の主張や実施機関が作成した疎明資料も含まれている。これらの情報は、本件仮処分申立てについて、実施機関がどのような主張をし、どのような疎明資料を提出していたのかということが具体的に記録されているため、争訟における実施機関の手の内情報といえるものである。本件仮処分申立ては、非公開の審尋により行われており、一般に公にされることはなかったものと認められることから、当該情報を公にすることにより、民事保全事件に係る実施機関の手の内が明らかになり、今後、同種の民事保全の申立てが提起された場合、争訟に係る事務に関し、大学としての当事者の地位を不当に害するおそれがあると認められる。

オ しかし、本件仮処分申立てが、医学部長の地位に係る保全事件であるという事案の性質上、実施機関における就業に関する規定などについては、当然に横浜地方裁判所に提出されることが予定されている書類といえ、公にすることにより実施機関の手の内が明らかになるとまでは考えられない。

カ そこで、答弁書等非開示維持部分を具体的に見分したところ、証拠説明書に記録された疎明資料の情報のうち、別表に示す部分については、実施機関の就業に関する規定等に係る文書であることが認められた。これらの情報は、公にすることにより民事保全事件に関して実施機関の手の内が明らかになるとまでは考えられず、争訟に係る事務に関し、大学としての当事者の地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。さらに、当該情報を公にすることにより人事管理の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ又は法人経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。なお、実施機関に確認したところ、これらの文書が開示請求された場合には、その全部を開示するとのことであった。

キ したがって、答弁書非開示維持部分の証拠説明書のうち別表に示す部分は本号イに該当せず、また、本号エ及び本号オにも該当しないが、その余の部分については、本号イに該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、答弁書等非開示維持部分については、本号に該当するとして非開示としているが、前記(3)で条例第7条第2項第6号イに該当すると判断した部分については、改めて本号の該当性を判断するまでもないため、証拠説明書のうち別表に示す部分について判断する。

ウ これらの情報は、実施機関が作成した就業に関する規定などの名称等であり、個人に関する情報は記録されていない。したがって、当該情報は本号本文に該当しない。

エ なお、実施機関は、答弁書等非開示維持部分全体に本号の該当性を主張しているが、証拠説明書に記録された疎明資料の標目など明らかに個人に関する情報とは認められない情報にまで本号の該当性を主張している。実施機関は、非開示条項の該当性を十分検討し、開示決定等を行うべきである。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、弁護士印の印影は本号に該当すると主張している。弁護士印の印影は、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 申立人の主張について

申立人は、本件申立文書の開示、非開示の判断に当たっては、事案の本質を踏まえた上で審査すべきである旨の主張をしているが、本件における非開示部分の非開示条項の該当性は前述のとおりであり、申立人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 付言

本件異議申立ては、平成23年9月9日に提起されたものであるところ、実施機関は、事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから5月を経過した平成24年2月9日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

今後、実施機関においては、諮問に係る事務手続を適切に行うよう強く望むものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するとして非開示とした決定については、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち、別表に示す部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第4号及び第6号イに該当するとして非開示としたことは妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表

実施機関が非開示を維持すべきとしている情報のうち、当審査会が開示すべきと判断する部分

答弁書に係る証拠説明書 1 ページ目の表のうち以下のもの

欄の名称	開示すべきと判断する部分
号証	1 行目及び 2 行目の全て
標目（原本・写しの別）	1 行目から 6 行目までの全て
作成年月日（平成）	1 行目及び 2 行目の全て
作成者	1 行目から 4 行目までの全て

表に係る罫線は、行数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年2月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年2月16日 (第201回第一部会) 平成24年2月17日 (第133回第三部会) 平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・審議
平成24年3月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年4月20日 (第137回第三部会)	・審議
平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年6月15日 (第139回第三部会)	・審議
平成24年7月19日 (第140回第三部会)	・審議